



子育て支援

児童手当、乳幼児・義務教育就学児医療費助成

子育て推進課助成係

児童手当

中学校修了前の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童)を養育している方に支給されます。

なお、公務員(独立行政法人等への勤務および公益法人等へ派遣されている方は除く)の方は勤務先への申請となります。

支給額(月額)

0~3歳未満	15,000円
3歳以上小学校6年生(第1・2子)	10,000円
(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
特例給付	5,000円

※令和4年6月分から所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合「特例給付」となります。所得上限限度額を超えた場合、児童手当は支給されません。

支給対象期間

申請された月の翌月から開始され、15歳到達後の最初の3月分までの期間です。

※月の後半に出生・転入された場合、誕生日・転入日の翌日から起算して15日以内の

申請であれば出生・転入日に申請があったものとみなし翌月から支給となります。

※申請がおくれますと、さかのぼって支給できませんのでご注意ください。

支給方法

毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分までの4か月分を指定の口座に振り込みます。

申請に必要なもの

- (1)申請者名義の金融機関の口座番号
 - (2)厚生年金加入の方は、申請者の健康保険証のコピー(保険者番号および被保険者等記号・番号をマスキングしたもの)または勤務先が証明した年金加入証明書
- ※受給要件により他の書類が必要となる場合もあります。
※書類が揃っていない場合でも仮受付できます。

更新手続き

令和4年度から基本的に現況届は不要となります。必要な方のみお願いすることとなります。

届出の必要なとき

- ・住所を他の区市町村に変更するとき
- ・支給対象児童が増えたとき、減ったとき
- ・受給者、養育している児童が青梅市内で住所を変更したとき
- ・受給者が公務員になったとき
- ・受給者・養育している児童の氏名が変更したとき
- ・手当の振込先口座を変更したいとき
- ・児童が児童福祉施設等に入所したとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき(令和4年6月1日以降)



子育て支援

乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度

小学校就学前の乳幼児および小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学児を養育している方に、医療費の自己負担の全額または一部を助成します。ただし、食事療養標準負担額、保険適用外の検診、予防接種、薬の容器代、文書料などは助成対象外です。毎年10月1日からの医療証を9月下旬ごろ郵送でお送りします。

※「障(障)受給者証」「親(親)医療証」をお持ちの方は、対象とならない場合があります。

内容

- ◆乳幼児 医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。
- ◆義務教育就学児 医療費のうち入院は保険診療の自己負担額分を、通院は保険診療の自己負担分のうち1回につき200円(上限額)を控除した金額を助成します。なお、令和4年10月から1回につき200円の自己負担は無くなる予定です。

助成方法

医療証を交付します。都内の医療機関で受診の際、健康保険証と一緒に提示してください。都外の医療機関では、医療証は使用できませんので、医療費の自己負担分を支払い、領収書を保管しておいてください。後日、健康保険証、医療証、領収書、保護者の口座がわかるものを持参して子育て推進課で還付の請求をしてください。

※領収書(またはレシート)は受診されたお子様の氏名と保険の医療点数が記入されたものが必ず必要です。

医療証を利用できる期間

- ◆乳幼児 ・始期 誕生日(または転入日)の翌日から30日以内に申請した場合は、誕生日(転入日)から使用できる医療証を発行します。それ以降の日の申請については、申請日からの医療証となります。
- ・終期 6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小学校入学前の3月31日まで)
- ◆義務教育就学児 ・始期 制度に該当した日(転入日など)の翌日から30日以内に申請した場合は、制度該当日から使用できる医療証を発行します。それ以降の日の申請については、申請日からの医療証となります。
- ・終期 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(中学校卒業年の3月31日まで)

申請に必要なもの

- ・児童の健康保険証
- ※受給要件により他の書類が必要となる場合もあります。
※書類が揃っていない場合でも仮受付できます。





子育て支援

届出の必要なとき

- ・対象児童の住所を他の区市町村に変更するとき
- ・対象児童が増えたとき、減ったとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・青梅市内で住所を変更したとき
- ・保護者や対象児童の氏名が変更したとき
- ・加入している健康保険証に変更があったとき
- ・医療証をなくしたとき
- ・児童が施設に入所したとき
- ・交通事故など第三者(加害者)からの行為によって怪我をし、医療証を使用するとき



対象とならない方

- ・国民健康保険または社会保険に加入していない方
- ・生活保護法による保護を受けている方
- ・児童福祉法に規定する里親に委託されている方
- ・児童福祉施設等に「措置」により入所している方(通所者、利用契約入所者は対象)

児童育成手当・児童扶養手当・医療費の助成

子育て推進課助成係

児童育成手当

◆育成手当 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養しているひとり親家庭等の母・父、または養育者に支給されます。

◆障害手当 20歳未満で次のいずれかの障害をもつ児童を扶養している方に支給されます。

- ・身体障害者手帳 1・2級程度
- ・愛の手帳 1～3度程度
- ・脳性まひ、進行性筋萎縮症

ただし、いずれの場合も、前年の所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。

児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害をもつ児童は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等の母・父、または養育者に支給されます。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合(同居の扶養義務者等を含む)には、手当は支給されません。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の母・父、または養育者および18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害を持つ児童は20歳未満)の医療費のうち、保険診療の自己負担分の全額もしくは一部を助成します。



子育てでお困りのとき

お気軽にご相談ください。

手続き・事業等	対象者	内容等	実施期日等	場所・お問い合わせ
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	妊娠期から子育て期(特に3歳までの乳幼児期)	妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦に寄り添い、出産や子育てに関する相談にワンストップで対応できる総合相談窓口です。	月～金曜日 8:30～17:00	●健康センター 子育て世代包括支援センター ☎21-0770
子ども家庭支援センター	0歳から18歳未満の全ての子どもと子育て中の方	子どもと家庭に関するあらゆる相談に総合的に対応する相談窓口です。必要に応じて、各種の情報提供や関係機関と連携を取りながら支援します。	月～金曜日 8:30～17:00	●市役所3階 子ども家庭支援センター ☎24-2126
母子・父子自立支援相談	ひとり親家庭	母子・父子自立支援員が母子・父子からの相談に応じます。	月～金曜日 9:00～17:00	●市役所3階 子ども家庭支援課 ひとり親福祉担当 内線 2396
心配ごとの相談等		民生・児童委員(地域の身近な相談先) 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。		●福祉総務課 庶務係 内線 2333
障害児に関する相談	障害児やその保護者	障害福祉サービスや障害者手帳の申請等、障害児に関する相談窓口です。	月～金曜日 8:30～17:00	●市役所1階 障がい福祉課 内線 2133～2137
教育相談	幼児、小・中学生およびその保護者	不登校、集団への不適応や心身の発達および就学等に関する相談に応じます。	月～金曜日 9:15～正午 13:00～17:15 (ただし、祝日、年末・年始は除く) (要電話予約)	●東青梅センタービル3階 ●青梅市教育相談所 ☎23-2200 ☎25-1012
適応指導教室	小学生 中学生	不登校・不登校傾向にある児童・生徒の在籍校復帰に向け、支援を行う教室です。	月～金曜日 10:00～15:00 (ただし、祝日、年末・年始は除く)	●東青梅センタービル3階 ●各校長 青梅市適応指導教室(ふれあい学級) ☎25-1013
就学相談	翌年度就学を予定する5・6歳～小・中学生の保護者	心身に障害のある児童・生徒の就学や転学について相談に応じます。	月～金曜日 9:15～正午 13:00～17:15 (ただし、祝日、年末・年始は除く) (要電話予約)	●就学相談室 ☎25-1014 ●学務課 教育支援係 内線 2374

子育てでお困りのとき

子育て支援



子育てでお困りのとき

手続き・事業等	対象者	内容等	実施期日等	場所・お問い合わせ
児童相談	子どもおよび保護者	平日の相談窓口として児童福祉司が虐待等の相談に応じます。	月～金曜日 9:00～17:00	●立川児童相談所 ☎042-523-1321
		子どもの養育、しつけ、発達などに関する一般電話相談	月～金曜日 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く)	●東京都児童相談センター (新宿区北新宿4-6-1) ☎03-3366-4152 ●聴覚言語障害者専用 FAX:03-3366-6036
子どもの虐待防止相談	子どもおよび保護者	児童虐待に関する平日夜間、土日祝日、年末年始の緊急相談窓口	土日祝日、年末年始 9:00～17:00 ※夜間(17:45以降の閉庁時間帯)	●東京都児童相談センター (新宿区北新宿4-6-1) ☎03-5937-2330

児童相談所虐待対応ダイヤル

虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。お近くの児童相談所につながります。24時間対応。

いちはやく
☎189

ダブルケアを行っている方へ

ダブルケアとは、子育てと親の介護の両方を担っている状態です。体力的、精神的にも負担は大きく、問題をひとりで抱え込んでしまうケースも少なくありません。下記相談窓口にお気軽にご相談ください。

子育てについての相談	親の介護についての相談
青梅市子育て世代包括支援センター 0428-21-0770	青梅市地域包括支援センター 0428-22-1111 (内線2127・2128)
青梅市子ども家庭支援センター 0428-24-2126	

身近にいませんか？ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、本来大人が担うような、家事や家族の介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものことです。学業に支障が生じたり、子どもらしい生活ができないおそれがあることから、支援の強化が求められています。気になる子どもに気づいたら、お気軽にご連絡ください。

連絡先 青梅市子ども家庭支援センター 0428-24-2126



お子さんの保育等に関すること

保育所、幼稚園等の制度

新制度における保育所や幼稚園等について

- ①給付の仕組み 保育所や幼稚園等に対する公的な財政支援については、小学校就学前の子どもの教育・保育を保証するために共通の仕組みで給付を行います。
- ②利用の手続き 保育所や幼稚園等への申し込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた認定(支給認定)を受けるための申請が必要です。
- ③利用者負担金 保育所や幼稚園等の利用者負担金は、保護者の所得に応じて市が決定します。
- ④地域の子ども・子育て支援の充実を図ります

子育て支援に関する様々なニーズに応えられるよう、放課後児童クラブ、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業などの13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として国や都が財政支援を行い、市の実情に応じて計画的に実施していきます

認定区分について

教育・保育の必要性に応じて、3つの認定区分に分かれます。この認定区分により、利用できる施設などが異なります。

認定区分	利用可能施設	保育の必要性	年齢	教育・保育
1号認定	幼稚園 認定こども園	なし	満3歳以上	教育を希望する
2号認定	保育所 認定こども園	あり	満3歳以上	保育を希望する
3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	あり	満3歳未満	保育を希望する

お子さんの保育等に関すること

入所・入園を希望するとき

●新制度の幼稚園等を希望する場合(1号認定:幼稚園・認定こども園)

- ①幼稚園等に直接申し込み
- ②面接等を受ける
- ③幼稚園等から入園の内定
- ④幼稚園等を通じて利用のための認定を申請
- ⑤幼稚園等を通じて市が認定証を交付
- ⑥入園

●保育所等を希望する場合(2・3号認定:保育所・認定こども園・地域型保育事業)

- ①市に「保育の必要性」の認定申請と保育利用の申し込み
- ②市が認定証を交付
- ③申請書の希望、保育所等の状況などにより、市が利用調整
- ④入園

●新制度に移行しない幼稚園を希望する場合

- ①幼稚園等に直接申し込み
- ②面接等を受ける
- ③幼稚園等が入園の承諾
- ④入園手続き
- ⑤入園

幼児教育・保育の無償化について

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

施設・業者名	対象者	内容等	お問い合わせ
新制度移行幼稚園、認定こども園(教育部分)	満3歳児～年長クラスの全ての子どもたち	教育時間内の保育料が無償化されます。	子育て推進課 保育・幼稚園係 内線2146 2147
私学助成幼稚園、都の認定を受けた幼稚園類の幼児施設	満3歳児～年長クラスの全ての子どもたち	教育時間内の保育料25,700円まで無償化されます。	
幼稚園の預かり保育事業	年少～年長クラスで「保育の必要性の認定」を受ける子どもたち	預かり保育の利用料が月額単価450円、月額上限11,300円まで補助されます。	
	満3歳児クラスで「保育の必要性の認定」を受ける子どもたち	住民税非課税世帯の場合、預かり保育の利用料が月額単価450円、月額上限16,300円まで補助されます。	
保育園、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育など)	3～5歳児クラスの全ての子どもたち	保育料が無償化されます。	
	0～2歳児クラスの全ての子どもたち	住民税非課税世帯の場合、保育料が無償化されます。	
認可外保育施設等	3～5歳児クラスで「保育の必要性の認定」を受ける子どもたち	利用料が月額上限37,000円まで補助されます。	
	0～2歳児クラスで「保育の必要性の認定」を受ける子どもたち	住民税非課税世帯の場合、利用料が月額上42,000円まで補助されます。	

※入園料や教材費等、給食費、おやつ代、延長保育料、バス代、行事費などは保護者の負担となります。

保育などの事業一覧

手続き・事業等	対象者	内容等	実施期日等	場所	お問い合わせ
保育園(認可保育所)	0～5歳の乳幼児	保護者の就労・出産・病気・看護等で、家庭で保育ができない未就学児童を、保護者に代わって保育します。	月～土曜日 11時間開所 ※開所時間は保育所により異なります。	市内 32保育所 市外保育所	
病児保育事業	0歳～小学校6年生	【病児対応型】 医師の診断を受け、病気で保育所等での集団保育ができないときに利用できます。 (一日当たり定員4名) 利用料 2,000円 ※事前登録が必要です。	月～金曜日 8:30～17:30 延長保育はありません	NICO LANDO ほいくえん ☎78-0120	子育て推進課 保育・幼稚園係 施設給付係 内線2145 2146 2147
		【病後児対応型】 病気の回復期にあつて、保育所等での集団保育ができないときに利用できます。 (一日当たり定員4名) 利用料 2,500円 ※事前登録が必要です。	月～金曜日 8:00～17:00 延長の場合は18:00まで	青梅 ゆりかご 第二 保育園 ☎24-4455	
障害児保育事業	集団保育が可能な0～5歳の心身に障害のある乳幼児	保護者の就労等で、家庭で保育ができない未就学児童を保護者に代わって保育します。 ※事前に保育所に相談が必要です	月～土曜日 ※開所時間は保育所により異なります。	市内 27保育園	
認定こども園	【保育部分】 0～5歳の乳幼児 【幼稚園部分】 3歳～5歳の幼児	幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育保育を一体となつて行います。		市内 3施設	



手続き・事業等	対象者	内容等	実施期日等	場所	お問い合わせ
家庭的保育事業	0～2歳の乳幼児	保護者の就労等で保育が必要な乳幼児を市が認定した保育者がその家庭で保育します。	月～土曜日 ※開所時間は施設により異なります。	市内 4家庭的保育者	子育て推進課 保育・幼稚園係 施設給付係 内線2145 2146 2147
小規模保育事業	0～2歳の乳幼児	保護者の就労等で保育が必要な乳幼児を6～19人までの少人数の施設で保育します。	月～土曜日 ※開所時間は施設により異なります。	市内 3事業所	
幼稚園	3～5歳の幼児	学校教育法に定める幼児教育施設です。		市内6園 市外幼稚園	
幼稚園	3～5歳の幼児	幼稚園類似の幼児施設です。		市内1園 市外幼稚園	
一時預かり事業	保育所等に入室していない0～5歳の乳幼児 ※青梅ゆりかご保育園は0～2歳	保護者の短時間就労、病気、事故、出産、看護、冠婚葬祭、育児に伴う肉体的・心理的負担の解消のため一時的に保育が必要な場合、児童1人につき週3日まで利用することができます。(一日当たり定員3～10人) ※事前登録が必要です。	月～金曜日 ※保育時間・利用料は施設により異なります。 保育所にお問い合わせください。	・青梅みどり第一保育園 ・青梅ゆりかご保育園 ・かずみ保育園 ・河辺保育園 ・上長洲保育園 ・長洲保育園 ・にこ森保育園 ・梅郷保育園 ・畑中保育園 ・青梅エンゼル保育園 ・NICOLANDほいくえん	
乳幼児ショートステイ事業	生後57日目～小学校就学前の乳幼児	保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張、公式行事への参加および育児疲れ等で一時的に家庭で養育できない場合、原則として7日間を限度に利用することができます。(一日当たり定員10名) ※事前申請が必要です。		(社福) 東京恵明学園	
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前までの児童のいるひとり親家庭	一時的な傷病やひとり親になった直後で家事等の日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に家事等の援助を行うヘルパーを派遣します。 ※事前申請が必要です。 ※所得額により負担金を徴収します。		自宅	
学童保育所	小学校1～6年生	保護者の就労・疾病等で保育が必要な児童を放課後等に保育します。		P37～ P38参照	

市内の保育施設一覧

私立幼稚園一覧表（令和4年4月現在）

	園名	住所	電話番号	定員(人)	交通
1	青梅幼稚園	河辺町7-2-3	☎ 31-0373	100	河辺駅下車8分
2	四恩幼稚園	天ヶ瀬町1032	☎ 21-2121	185	青梅駅下車15分
3	福島学園幼稚園	千ヶ瀬町6-763	☎ 21-3806	400	青梅駅下車5分
4	聖母幼稚園	勝沼1-197-1	☎ 22-4896	150	東青梅駅下車7分
5	青梅あけぼの幼稚園	梅郷3-904-3	☎ 76-1577	100	日向和田駅下車3分
6	ねむのき幼稚園	新町2-33-4	☎ 31-5400	245	小作駅下車20分

幼稚園一覧表（令和4年4月現在）

	園名	住所	電話番号	定員(人)	交通
1	もみの木幼児園	東青梅6-11-4	☎ 22-0020	55	東青梅駅下車7分

私立保育園一覧表（令和4年4月現在）

	保育所名	住所	電話番号	0歳児保育	延長保育	障害児保育	育児相談	その他
1	あゆみ保育園	新町 9-2153-3	☎ 30-5553	42日を経過した翌月1日から	○	○	○	
2	今井保育園	今井 2-1125-2	☎ 31-5856	56日を経過した翌月1日から	○		○	
3	今寺保育園	今寺 1-531-2	☎ 31-1268	56日を経過した翌月1日から	○		○	
4	青梅保育園	滝ノ上町 1274-1	☎ 22-2872	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	
5	青梅梨の木保育園	河辺町 6-12-3	☎ 24-7481	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	
6	青梅みどり第一保育園	師岡町 4-8-8	☎ 23-3600	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり 子育てひろば 「みどりっこ広場」
7	青梅みどり第二保育園	師岡町 1-113-20	☎ 24-7400	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	
8	青梅ゆりかご保育園	師岡町 3-10-5	☎ 23-5527	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり 子育てひろば 「まめっちょ」
9	青梅ゆりかご第二保育園	東青梅 5-22-2	☎ 24-4455	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	病後児保育
10	おそき保育園	小曾木 4-2227-1	☎ 74-5315	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	子育てひろば 「おそきの森」
11	かずみ保育園	東青梅 6-1-12	☎ 22-2235	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり 子育てひろば 「かずみ」
12	かずみ台第一保育園	大門 2-253	☎ 31-5760	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	
13	かずみ台第二保育園	野上町 3-12-1	☎ 23-3045	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	
14	かずみ台第三保育園	谷野 191-1	☎ 31-1293	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	
15	河辺保育園	河辺町 4-20-12	☎ 22-1321	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり 子育てひろば 「かるがも」
16	上長瀬保育園	長瀬 7-311	☎ 23-1569	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり
17	駒木野保育園	駒木町 2-46-1	☎ 22-4804	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	子育てひろば 「こまキッズ」
18	新町保育園	新町 2-21-9	☎ 31-5302	56日を経過した翌月1日から	○		○	
19	新町西保育園	河辺町 7-14-2	☎ 31-1429	56日を経過した翌月1日から	○		○	子育てひろば 「あおぞら」
20	新町東保育園	新町 8-5-2	☎ 31-2363	56日を経過した翌月1日から	○		○	
21	鈴の音保育園	大門 3-4-5	☎ 31-7841	6か月を経過した翌月1日から	○	○	○	

	保育所名	住所	電話番号	0歳児保育	延長保育	障害児保育	育児相談	その他
22	ちがせ保育園	千ヶ瀬町 3-389-9	☎ 24-4152	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	
23	友田保育園	友田町 4-106	☎ 22-7935	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	子育てひろば 「のびっこ」
24	長瀬保育園	長瀬 4-225	☎ 22-8102	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり 子育てひろば 「ほのぼの」
25	成木保育園	成木 4-683-5	☎ 74-7321	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	
26	にこ森保育園	新町 4-14-16	☎ 34-9706	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり 子育てひろば 「森のおうち」
27	梅郷保育園	梅郷 3-776-7	☎ 76-1088	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり 子育てひろば 「うめっこ広場」
28	畑中保育園	畑中 2-593	☎ 22-8103	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	一時預かり (定期利用) 子育てひろば 「すこやか」
29	日向和田保育園	日向和田 2-374-7	☎ 23-3420	56日を経過した翌月1日から	○	○	○	子育てひろば 「ひなたぼっこ」
30	二俣尾保育園	二俣尾 4-1067	☎ 78-9466	5か月を経過した翌月1日から	○	○	○	
31	三田保育園	沢井 2-843	☎ 78-8022	5か月を経過した翌月1日から	○	○	○	
32	よしの保育園	柚木町 2-312-1	☎ 76-0809	6か月を経過した翌月1日から	○	○	○	

計32園 ※保育所一覧表は、保育所名の50音順となっています。



認定こども園・地域型保育事業所一覧（令和4年4月現在）

	保育所名	住所	電話番号	0歳児保育	事業種別
1	青梅エンゼル保育園	新町 8-3-8	☎ 31-8125	56日を経過した翌月1日から	認定こども園(地方裁量型)
2	ねむのき幼稚園	新町 2-33-4	☎ 31-5400	1歳児クラスから受入れ	認定こども園(幼稚園型)
3	四恩幼稚園	天ヶ瀬町 1032	☎ 21-2121	56日を経過した翌月1日から	認定こども園(幼稚園型)
4	川村家庭的保育者	東青梅 5-25-36	☎ 27-3426	42日を経過した翌月1日から	家庭的保育事業所
5	木崎家庭的保育者	谷野 27-5	☎ 33-6857	42日を経過した翌月1日から	家庭的保育事業所
6	島崎家庭的保育者	新町 9-2016-40	☎ 78-0632	42日を経過した翌月1日から	家庭的保育事業所
7	井梅家庭的保育者	今寺 5-4-17	☎ 34-9768	42日を経過した翌月1日から	家庭的保育事業所
8	ちいさな鈴	末広町 2-7-34	☎ 27-3328	7カ月を経過した翌月1日から	小規模保育事業所
9	NICOLAND ほいくえん	新町 4-18-9	☎ 34-9181	56日を経過した翌月1日から	小規模保育事業所
10	あんじゅ保育園	藤橋 2-494-1	☎ 27-5138	42日を経過した翌月1日から	小規模保育事業所

●保育所等の申し込み方法

- 4月入所希望の方
申し込み受付期間などについては市ホームページや「広報おうめ」でお知らせします。
- 年度途中の入所希望の方
入所を希望する月の前月18日までに子育て推進課保育・幼稚園係に申込書や必要書類を添えて提出してください。

青梅市学童保育所について

	クラブ名	所在地		クラス	電話番号	定数
1	第一こどもクラブ	本町223	第一小内	A	080-4867-0938	37
				B	080-4867-0866	37
				C	080-4195-7353	37
2	第二こどもクラブ	長淵4-437		A	080-4867-0839	36
				B	080-4867-0593	36
				C	080-4195-7511	36
3	千ヶ瀬こどもクラブ	千ヶ瀬町2-262-13			080-4867-0782	60
4	第三こどもクラブ	大門2-317	第三小内	A	080-4867-0881	38
				B	080-4867-0977	38
				C	080-4867-1064	38
5	大門こどもクラブ	大門1-364-1		A	080-4867-1385	40
				B	080-4867-1422	40
				C	080-4866-8651	40
6	第四こどもクラブ	東青梅6-1-1	第四小内	A	080-4866-8648	38
				B	080-4195-8302	38
				C	080-4195-7479	38
7	第五こどもクラブ	梅郷3-765-1	第五小内	A	080-4866-8494	50
				B	080-4866-8195	50
8	第六こどもクラブ	二俣尾3-903-1	第六小内		080-4866-8303	38
9	第七こどもクラブ	小會木3-1880-1	第七小内		080-4866-7865	37
10	成木こどもクラブ	成木3-423-1			080-4866-7918	29
11	河辺こどもクラブ	河辺5-24	河辺小内	A	080-4866-7960	50
				B	080-4866-8068	50
12	新町こどもクラブ	新町5-7-16		A	080-4866-8177	50
				B	080-4864-6488	50
		新町5-7-15		第2	080-4864-6771	60
13	霞台こどもクラブ	新町1-35-1	霞台小内	A	080-4864-6522	50
				B	080-4864-5663	50
14	友田こどもクラブ	友田町5-332	友田小内		080-4864-6427	38
15	今井こどもクラブ	今井2-947-1	今井小内	A	080-4864-6237	36
				B	080-4864-6801	36
				C	090-3913-7310	36

	クラブ名	所在地		クラス	電話番号	定数
16	若草こどもクラブ	新町1-15-1	若草小内	A	080-4864-5602	50
				B	080-4864-5453	50
17	藤橋こどもクラブ	藤橋3-13-1	藤橋小内	A	080-4864-7182	36
				B	080-4867-1923	36
18	吹上こどもクラブ	吹上176-1	吹上小内		080-4867-2043	37

民間学童保育所について

19 ほうかご NICOLAND

事業者	株式会社モアスマイルプロジェクト
所在地	青梅市新町4-18-9 新町桜株交差点を小作駅方面に向かって徒歩約1分
電話番号	0428-34-9603
HP	http://www.moresmileproject.com/gakudou/
定数	40名
育成料	月額 5,000円 ※延長育成料は、お問い合わせください
おやつ代	月額 2,500円
特色	午後8時までの延長保育があります。子どもたちが大好きな手作りおやつや、子ども主体の行事を大切にしています。

20 オルオルネクストかべ

事業者	知創株式会社
所在地	青梅市河辺町5-23-7 河辺小から河辺駅方面へ徒歩約30秒
電話番号	0428-78-3568
HP	http://oluolu.tiso.co.jp/
定数	36名
育成料	月額 5,000円 ※延長育成料は、お問い合わせください
おやつ代	月額 2,000円
特色	室内にボルダリング設備を完備しています。河辺駅より徒歩5分程度です。

21 森のほうかご

事業者	株式会社モアスマイルプロジェクト
所在地	青梅市新町2-10-17
電話番号	0428-78-2537
HP	http://www.moresmileproject.com/gakudou/
定数	40名
育成料	月額5,000円 ※延長育成料は、お問い合わせください。
おやつ代	月額2,500円
特色	子どもの主体性を大切に、あそび・行事を大切にしています。手作りおやつが子どもたちに人気です。





● → 幼稚園 ● → 幼児園
 ■ → 学童保育所
 ■ → 保育所
 各施設の一覧は 33 ページから 38 ページを
 ご覧ください。

幼稚園		保育所	
1 青梅幼稚園	1 あゆみ保育園	12 かすみ台第一保育園	23 友田保育園
2 四恩幼稚園	2 今井保育園	13 かすみ台第二保育園	24 長淵保育園
3 福島学園幼稚園	3 今寺保育園	14 かすみ台第三保育園	25 成木保育園
4 聖母幼稚園	4 青梅保育園	15 河辺保育園	26 にこ森保育園
5 青梅あけぼの幼稚園	5 青梅梨の木保育園	16 上長淵保育園	27 梅郷保育園
6 ねむの木幼稚園	6 青梅みどり第一保育園	17 駒木野保育園	28 畑中保育園
	7 青梅みどり第二保育園	18 新町保育園	29 日向和田保育園
	8 青梅ゆりかご保育園	19 新町西保育園	30 二俣尾保育園
	9 青梅ゆりかご第二保育園	20 新町東保育園	31 三田保育園
	10 おそき保育園	21 鈴の音保育園	32 よしの保育園
	11 かすみ保育園	22 ちがせ保育園	

学童保育所			民間学童保育所	
1 第一こどもクラブ	7 第五こどもクラブ	13 霞台こどもクラブ	19 ほろかごNICOLAND	
2 第二こどもクラブ	8 第六こどもクラブ	14 友田こどもクラブ	20 オルオルネクストかべ	
3 千ヶ瀬こどもクラブ	9 第七こどもクラブ	15 今井こどもクラブ	21 森のほろかご	
4 第三こどもクラブ	10 成木こどもクラブ	16 若草こどもクラブ		
5 大門こどもクラブ	11 河辺こどもクラブ	17 藤橋こどもクラブ		
6 第四こどもクラブ	12 新町こどもクラブ	18 吹上こどもクラブ		

お子さんの保育等に関すること

お子さんの保育等に関すること